



2024年5月10日

各位

会社名	株式会社 八十二銀行
代表者名	取締役頭取 松下正樹 (コード番号 8359 東証プライム市場)
問合せ先	執行役員企画部長 木村岳彦 (TEL. 026-227-1182)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2024年6月21日開催予定の第141期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当行の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、当行の取締役の報酬金額は、確定金額報酬は月額25百万円以内とすること、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることにつきご承認をいただいております（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含まない。）。本株主総会では、上記の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬制度に代え、本制度を新たに導入し、当行の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件に、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬は廃止することとし、今後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含みません。）とし、当行が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年15万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当行から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していな

い場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、選任・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当行の普通株式(以下、「本株式」といいます。)の発行または処分に当たっては、当行と対象取締役との間において、①一定期間(以下、「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当行が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当行の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

以 上